次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市志布志町帖字夏井道七〇四九番一から同市志布志町帖字夏井道七〇五三番一まで	前	一二・九四～一四・四四メートル	〇・〇四八キロメートル
	後	一一・七六～一四・四〇メートル	〇・〇四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根境字芦戸一三二七番一から同市牛根境字中村一一二四番四まで	前	一二・八二～一三・五五メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	八・六四～一三・四四メートル	〇・二一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿児島市吉野町九九三二番一から同市山下町一四番一まで	前	Ａ　六・六〇～六九・六〇メートル	五・〇九〇キロメートル	上記Ａ・Ｂは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一三・五〇～七一・九四メートル	五・三〇六キロメートル	
	後	Ａ　六・六〇～六九・六〇メートル	五・〇九〇キロメートル	
		Ｂ　一三・五〇～七一・九四メートル	五・三〇六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道目梨郡羅臼町栄町一四〇番一地内	前	一八・二二～二一・一三メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	二〇・七二～二三・六三メートル	〇・〇二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

国会事項

衆議院

議員辞職

八月五日議長は、九州選挙区選出議員堤かなめの辞職を許可した。

継続審査及び継続調査の議決通知

八月五日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号）

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第三一号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号）

五、公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号）

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号）

七、内閣の重要政策に関する件